## 大雪にかかる災害に対する非常取扱いの対象地域・取扱期間(2012年2月6日更新)

対象地域	取扱期間
【新潟県】 ・上越市 ・妙高市	平成 24 年 1月16日(月)から 平成 24 年 2月15日(水)まで
【新潟県】 ・長岡市 ・柏崎市 ・十日町市 ・糸魚川市	平成 24 年 1月30日(月)から 平成 24 年 2月29日(水)まで
<ul><li>【新潟県】</li><li>南魚沼市</li></ul>	平成 24 年 2 月 1 日 (水) から 平成 24 年 2 月 29 日 (水) まで
【青森県】 ・むつ市 ・上北郡横浜町  【長野県】 ・飯山市 ・北安曇郡小谷村 ・下高井郡野沢温泉村 ・上水内郡信濃町 ・下水内郡栄村	平成 24 年 2月 3日(金)から 平成 24 年 3月 2日(金)まで
<ul><li>※ 以下、今回追加した対象地域</li><li>【新潟県】</li><li>・小千谷市</li><li>・魚沼市</li><li>・東蒲原郡阿賀町</li><li>・南魚沼郡湯沢町</li><li>・中魚沼郡津南町</li></ul>	平成 24 年 2 月 6 日 (月) から 平成 24 年 3 月 5 日 (月) まで